

牛久市契約事務手続要綱（抜粋）

（中間前金払）

第 2 2 条 事業担当課長は、中間前金払を受けようとする契約の相手方から中間前金払認定申請書（様式第 9 号の 1）に工事履行報告書（中間前金払用）（様式第 9 号の 2）を添えて申請があったときは、直ちに審査を行い、その結果を中間前金払認定（非認定）通知書（様式第 9 号の 3）により申請日から 7 日以内に当該申請をした者に通知しなければならない。

2 事業担当課長は、前項の規定による認定を受けた契約の相手方から契約規則第 4 8 条第 5 項に規定する保証証書を添付した請求書による中間前金払の請求があったときは、その日から 1 4 日以内に当該請求に係る中間前金払をしなければならない。

3 事業担当課長は、契約規則第 4 9 条第 1 項に規定する部分払をした建設工事については、中間前金払をすることができない。ただし、複数年度にわたる建設工事において前年度に部分払をしたときは、この限りでない。